

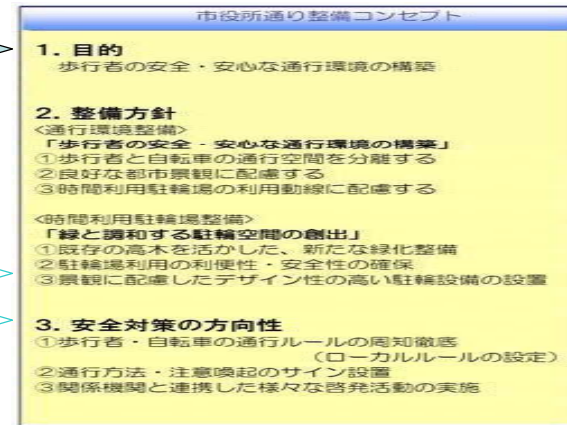
# まちづくり委員会資料

「市役所通りにおける通行環境整備」について

建設緑政局

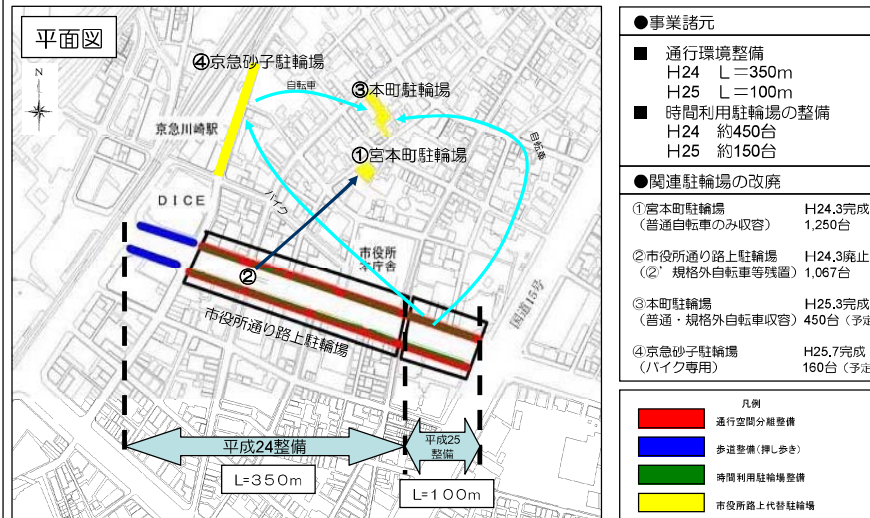
## 市役所通りにおける通行環境整備について

川崎駅東口においては、路上駐輪場と放置自転車により、歩行者と自転車が錯綜し、安全で快適な通行の妨げとなっている。このため、学識者・市民代表等からなる検討会を組織し、3つの基本方針及び11の施策からなる「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画（H22.8）」を策定した。  
本整備は、基本計画に基づき、市役所通りの安全性・快適性の確保及び、まちなみ景観の向上を図るため、歩行者と自転車の通行空間の分離による再整備を実施する。



### 1. 市役所通り 整備概要

既存の路上駐輪場を廃止し、歩行者と自転車の通行空間の分離による通行環境整備を実施するとともに買い物利用者に対応する時間利用駐輪場を整備する。

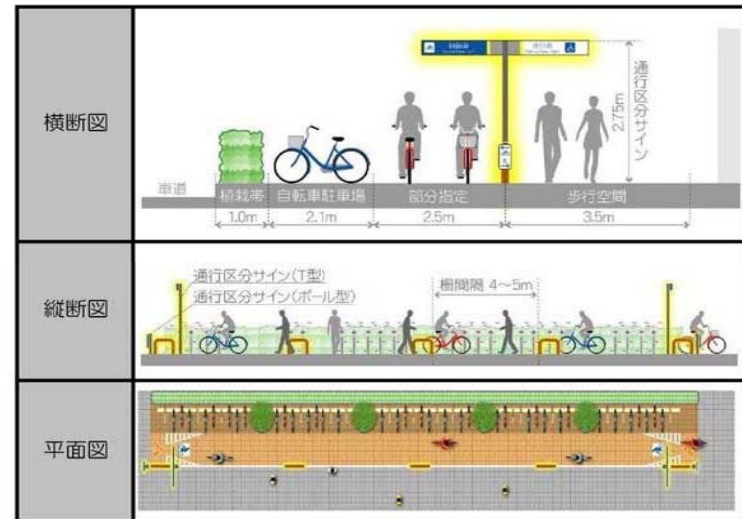


駐輪場改廃	H24		H25	
	3月	4月	3月	4月
2'廃止	2'→1'	【普通自転車のみ】	2'廃止	2'→3'
			【規格外自転車のみ】	【バイク専用】
			2'→3'	4'→3'
			【普通・規格外自転車】	

### 2. 自転車・歩行者の分離方法

**分離概要**

- ・「T型誘導サイン」により、視覚的及び構造的に分離する。
- ・一定間隔（4～5m）毎に配置した「門型柵」により、構造的に分離する。
- ・歩道舗装「インターロッキングブロック」の色の違いにより、視覚的に分離する。



※【普通自転車通行部分の指定】により自転車は、通行指定部分を「徐行しなければならない」（義務付けあり）

# 市役所通り通行環境整備 基本計画図 (案)

## 全体図



## H25 通行環境整備・時間利用駐輪場整備(約150台)

L = 100m



## 標準横断面図



# 整備イメージ図

【整備前】



【整備後】

